

山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、林業・木材産業の構造改革を図るため、市町村等が行う林業・木材産業構造改革事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において林業・木材産業構造改革事業とは、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号）に基づいて実施する事業のうち、別紙40（森林整備・林業等振興整備に関する事業に係る運用）及び別紙41（森林整備・林業等振興整備に関する事業に係る取扱）第2の7別紙2事業計画作成及び事業実施の留意事項第1の別記種目別基準の2から6までに規定する事業をいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、地方公共団体等の出資する法人、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合又は、地域材を利用するために森林所有者等とB材・C材等の安定取引協定等を締結する場合に限る。）又は山梨県林業・木材産業対策協議会（以下「補助事業者」という。）に対して、別表に掲げる場合に交付する。

(経費及び補助率)

第4条 第1条に規定する経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第4条の規定によ

る補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金交付の条件）

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表の経費の欄の事業費と付帯事務費は相互に流用してはならないこと。
- (2) 別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、知事に変更承認申請書（第2号様式）を提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効果的な運用を図らねばならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（一件当りの取得価格が50万円未満のものを除く。）については、別に定める期間内に知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 別に定める期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより

収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。また、当該期間内に施設等を知事の承認を受けて用途変更した場合は、既に付した補助金相当額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) 補助事業者は、補助事業に関する関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保存すること。

(9) 市町村が森林組合等に対し補助金を交付する場合には、前各号に掲げる条件と同趣旨の条件を付さねばならないこと。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、年度の各四半期（第4・四半期を除く。）末日現在における補助事業の遂行状況報告書（第3号様式）を当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定による実績報告書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 簡易課税事業者又は免税事業者として補助金交付申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する際、消費税及び地方消費税の申告を行った場合は「消費税及び地方消費税の申告書」の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業完了後交付する。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

(書類の提出)

第10条 規則及びこの要綱により提出する書類は、各2部（第9条による補助金概算払請求書は1部）とし、事業地の所轄林務環境事務所へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月11日から施行し、平成2年度事業から適用する。
- 2 変更前の山梨県林業構造改善事業費補助金交付要綱により知事に提出した書類は、この要綱により提出したものとみなす。
- 3 この要綱は平成4年6月5日に一部改正を行い、平成4年度から適用する。
- 4 この要綱は平成7年12月1日に一部改正を行い、平成7年度から適用する。
- 5 この要綱は平成9年6月20日に一部改正を行い、平成9年度から適用する。
- 6 この要綱は平成10年7月10日に一部改正を行い、平成10年度から適用する。
- 7 この要綱は平成13年6月12日に一部改正を行い、平成13年度から適用する。
- 8 この要綱は平成14年4月8日に一部改正を行い、平成14年度から適用する。
- 9 この要綱は平成16年8月10日に一部改正を行い、平成16年度から適用する。
- 10 この要綱は平成18年4月1日に一部改正を行い、平成18年度から適用する。
- 11 この要綱は平成20年8月1日に一部改正を行い、平成20年度から適用する。
- 12 この要綱は平成24年11月1日に一部改正を行い、平成24年度から適用する。

別 表

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更
林業・木材産業構造改革事業	1 事業費 補助事業者が望ましい林業構造の確立、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制の整備推進を行うのに要する経費	10分の5以内 ただし 附表に掲げるものについては同表に掲げる率	交付金の額の増減、交付対象事業の新設又は廃止。（整備計画を策定した場合にあつては、交付金額の増減又は整備計画に位置付けられていない交付対象事業の新設。）
	2 附帯事務費 補助事業者が1の事業の実施の指導等に要する経費	10分の5以内	
林業・木材産業構造改革推進事業	林業団体構造改革事業推進費 山梨県林業・木材産業対策協議会が林業・木材産業構造改革事業の推進を行うのに要する経費	10分の5以内	

附 表

種 目	対象補助事業者又は対象関連施設	補 助 率
木材加工流通施設整備	木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人が補助事業者の場合又は対象関連施設が機械及びその附帯施設の場合。	3分の1以内
森林バイオマス等活用施設整備	木材関連業者等の組織する団体が補助事業者の場合又は対象関連施設が機械及びその附帯施設の場合。	3分の1以内
木質バイオマス供給施設整備	民間事業者が補助事業者である施設（林野庁長官が定めるものを除く。）の場合又は対象関連施設が機械及び附帯施設の場合。	3分の1以内
木質バイオマスエネルギー利用施設整備	民間事業者が補助事業者である施設の場合又は対象関連施設が機械及び附帯施設の場合。	3分の1以内
未利用間伐材等活用機材整備	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、P F I 事業者及び民間事業者の場合。	3分の1以内